

新型コロナウイルス支援制度ガイドブック

飯 山 市

第2版 令和2年5月11日

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止対策として、外出自粛や施設の使用停止（休業）を求めるとともに、3つの密をさけること等を要請してきました。

このような中、収入の減少等の影響が出てきており、新型コロナウイルス感染症対策として収入減少対策、経済対策等の様々な対策がとられてきております。

本ガイドブックにおきましては、それら国、県、市等における支援制度をまとめたものとなっておりますのでご活用ください。

改定履歴

日 付	改定内容
令和2年4月28日	初版発行
令和2年5月11日	第2版発行 P 1：特別定額給付金（申請方法、予定日を追記） P 2：持続化給付金（詳細確定により追記） P 6：後期高齢者医療保険料の減免（制度新設） P 14：長野県中小企業融資制度資金（制度新設） P 16：新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金（制度新設） P 18：農業制度資金、個人向け緊急小口資金、てんだい倶楽部（新規記載） P 19：相談窓口、新型コロナウイルス拡大防止支援金（新規記載）

目 次

(収入が大きく減ったとき)

●特別定額給付金	1
●持続化給付金	2
●傷病手当金	2
●生活福祉資金貸付制度（特例貸付）	3
●公共料金の支払期限の延長	4
●納税の猶予や減免	5
●後期高齢者医療保険料の減免	6
●国民健康保険一部負担金の猶予及び減免	6
●国民年金保険料の減免	7
●休業手当	7
●飲食店のテイクアウトで「期限付酒類小売業免許」	8

(子どもが休校で働けないとき)

●学校等休業助成金・支援金	9
---------------	---

(親の収入が激減し学費や仕送りが不安)

●修学支援新制度	10
●小中学校児童生徒就学援助制度	10

(住宅支援)

●市営住宅への一時入居	11
●市営住宅の家賃減免	11
●住居確保給付金	12

(事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策)

●【相談窓口】新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口（事業者向け）	13
●【資金繰り支援（飯山市）】飯山市制度資金融資（新型コロナウイルス感染症対策・ 運転資金）	13
●【資金繰り支援（長野県）】経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）	14
●【資金繰り支援（長野県）】長野県中小企業融資制度資金	14
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】新型コロナウイルス感染症特別貸付	14
●新型コロナウイルス対策マル経融資	15
●【資金繰り支援（商工中金）】危機対応融資	15
●【給付金（飯山市）】飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業	16
●【給付金（長野県・飯山市）】新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金	16
●【給付金（国）※再掲】持続化給付金	16
●【雇用維持】雇用調整助成金	17

(農業者向け支援策)

●【資金繰り支援】 農業制度資金	18
●【緊急小口資金】 個人向け緊急小口資金	18
●【労働先のあっせん・紹介】 てんだい倶楽部	18
●【相談窓口】 相談及びあっせん	19
●【拡大防止支援金】 県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金	19
●【給付金（国）※再掲】 持続化給付金	20
※市民の方向け相談窓口	21

●収入が大きく減ったとき

制度の名称		特別定額給付金											
支援の種類		給付金											
概要	要	新型コロナウイルスの感染拡大で、政府は、収入が減少した世帯へ一律で1人あたり10万円の給付を行い家計への支援を行う。											
		1 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている方。 外国人の方も対象。 ただし、短期滞在者、不法滞在者、住民基本台帳に記録されていない方は対象外。 2 給付額 給付対象者1人につき10万円 3 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主 4 申請方法 (1) マイナポータルでの電子申請 マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、マイナポータルから申請ができます。 ※申請の流れ（総務省特別定額給付金ホームページより） https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/online.html (2) 申請書での申請 世帯員の氏名等をあらかじめ印字した申請書を、世帯主様宛に郵送いたします。申請書に振込先口座などを記載し、本人確認書類及び振込先口座の確認書類を添付し、同封の返信用封筒により郵送で返信してください。 ※申請から給付までの流れ（総務省特別定額給付金ホームページより） https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/ ※やむを得ない場合を除き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面窓口での申請受付は行いません。 5 予定日 申請書は5月14日より順次発送します。 <table><tr><td></td><td>受付開始日</td><td>支給予定日</td><td>受付締切日</td></tr><tr><td>マイナポータル</td><td>5月11日</td><td>5月29日から順次支給</td><td>8月10日</td></tr><tr><td>申請書</td><td>5月18日</td><td>5月29日から順次支給</td><td>8月17日</td></tr></table> ※現在、関係機関との調整中であるため、予定日に変更が生じる可能性があります。 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みとします。			受付開始日	支給予定日	受付締切日	マイナポータル	5月11日	5月29日から順次支給	8月10日	申請書	5月18日
	受付開始日	支給予定日	受付締切日										
マイナポータル	5月11日	5月29日から順次支給	8月10日										
申請書	5月18日	5月29日から順次支給	8月17日										
お問い合わせ		・飯山市役所 庶務課 0269-62-3111 ・総務省コールセンター 03-5638-5855 対応時間 9:00~18:30(土、日、祝日を除く)											

制度の名称	持続化給付金
支援の種類	給付金
概要	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【支給要件】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から2020年12月のうち、売上げが前年（2019年）同月比で50%以上減少している月があること0 【支給対象者】 ○資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 【給付額】 法人：200万円 個人事業者：100万円 ※いずれも上限
お問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター 電話番号 0120-115-570

制度の名称	傷病手当金
支援の種類	給付金
概要	企業などで働く人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休み、収入が得られなくなった場合には「傷病手当金」を受け取れます。 【4日間以上仕事を休んだときに】 「傷病手当金」は、けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当てです。 新型コロナウイルスに感染した場合ももちろん対象となりますが、検査で確認されていなくても感染が疑われる症状があるために自宅で療養したという場合も受け取れます。 【支給の対象は】 厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。 ただし、職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならなければ対象とはなりません。
お問い合わせ	申請は通常、勤務先を通じて行います。制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせてください。どの公的健康保険に加入しているかはみなさんが持っている保険証に記されています。後期高齢者医療被保険者の方は下記へお問い合わせください。 ※飯山市国民健康保険被保険者を対象とした新型コロナウイルスに関連する傷病手当金は現在検討中です。 ⇒飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111（内線153、154）

制度の名称	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）
支援の種類	貸付
概要	新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活資金でお悩みの方々に向けて、「生活福祉資金貸付制度」より特例貸付、要件の一部拡大を実施しています。 相談・申請は飯山市社会福祉協議会、審査・貸付決定・送金は長野県社会福祉協議会が行います。 （１）緊急小口資金（特例貸付） ■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ■貸付上限額 原則 10 万円以内 (もしくは 20 万円以内※要件有) ■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 1 年以内 2 年以内 無利子・不要 （２）総合支援資金（生活支援費の要件一部拡大） ■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、失業等や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ■貸付上限額 (単身世帯) 月 15 万円以内 (複身世帯) 月 20 万円以内 ※貸付期間：いずれも原則 3 月以内 ■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 1 年以内 10 年以内 無利子・不要 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送による申込みとさせていただきますので以下の手順をご確認ください。 ①長野県社会福祉協議会のホームページ「ふれあいネット信州」を検索し、「生活福祉資金特例貸付」のバナーから申込書等をダウンロードし、必要事項の記入、必要書類の用意をする ②申込書等を飯山市社会福祉協議会へ郵送する ③飯山市社会福祉協議会より、電話の連絡が来る ④書類に不備等なければ申込み完了（※この時点で貸付が決定となるわけではありません） ※なお、申込書をダウンロードできない等、不明点等は下記までご連絡ください。
お問い合わせ	詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。 ・飯山市社会福祉協議会 0269-62-2840 ・長野労働金庫 中野支店 0269-26-0222（緊急小口資金のみ）

制度の名称	公共料金の支払い期限の延長
支援の種類	納期延長
概要	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払い期限を延長することもできます。いずれも、申し出が必要です。 【電気・ガス料金 1か月延長】 大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を1か月延長する対応をとっています。 また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが止められることがないよう、政府は柔軟な対応を電気事業者に要請しています。詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。 【電話料金 5月末まで延長】 NTT、KDDI、ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金について、5月末まで支払い期限を延長しています。 いずれも対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が大きく減った人や、感染が確認されるなどして外出が難しく通常の支払いの手続きができない人などです。 各社は、今後の状況を見てさらに期限を延長する可能性もあるとしています。詳しくは契約している通信事業者にご相談ください。 【水道料金・下水道使用料について】 市役所上下水道課では、上下水道料金のお支払いに関する相談をお受けしています。期日までに上下水道料金をお支払いいただくことが難しい場合などには、市役所上下水道課までご相談ください。 飯山市 上下水道課 0269-62-3111 【NHK受信料 お近くの窓口にご相談ください】 NHKでは、受信料のお支払いに関するご相談をお受けする窓口を新たに開設しています。期日までに受信料をお支払いいただくことが難しい場合などには、お近くの放送局の窓口や営業センターまでご相談ください。 NHKの窓口 長野放送局（営業）長野県全域 026-291-5207
お問い合わせ	上記、各所へ

制度の名称	納税の猶予や減免
支援の種類	猶予・減免
概要	政府の緊急経済対策では税制面の対策も盛り込まれ、納税の猶予や減免なども受けられる場合があります。 【納税の猶予】 収入が大きく減ったフリーランスを含む個人や法人等は、所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収が「1年間 猶予」されます。 対象となるのは、ことし2月以降の1か月以上にわたって、収入が、前の年の同じ時期に比べ、20%以上減少するなどした場合です。 通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は、特例として、いずれも免除されます。 【固定資産税の減免】 売り上げの減少が続く中小事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、来年度（令和3年度）の1年分に限って「減免」されます。 ことし2月から10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が、前の年の同じ時期に比べ30%以上50%未満の場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ「免除」されます。 【国民健康保険税の減免】 世帯主が死亡した場合や大幅に収入が減少した世帯の国民健康保険税が、平成31年度第8、9期及び令和2年度全期に限って「減免」されます。 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯は「全額」、同様に主たる生計維持者の収入が前年の3割以上減少した場合（他にも要件あり）は「全額から10分の2」まで、それぞれ減額されます。
お問い合わせ	・飯山市役所 税務課 0269-62-3111

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	猶予・減免
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方が次に該当する場合に、申請に基づき後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・保険料額全部 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ次のアからウ全てに該当する場合・・・前年の合計所得金額に応じ、全部（10 分の 10）、10 分の 8、10 分の 6、10 分の 4、10 分の 2 のいずれかの率を適用 ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より 3 割以上であること イ 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること ○対象となる保険料 令和元年度分および令和 2 年度分の保険料のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。 ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除されます。
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111（内線 153）

制度の名称	国民健康保険一部負担金の猶予及び減免
支援の種類	猶予・減免
概要	事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合などに、医療機関の窓口で支払う国民健康保険の一部負担金の猶予や減免が受けられる場合があります。 【一部負担金の猶予】 ・世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下であって、収入状況が回復する見込みがある場合（最長 6 ヶ月）。 【一部負担金の免除】 ・世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下である場合（最長 3 ヶ月）。
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111（内線 153,154）

制度の名称	国民年金保険料の減免
支援の種類	猶予・減免
概要	今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも収入が著しく減少した場合などに、本人の申告所得等をベースにした手続によって、国民年金保険料の免除等が受けられる場合があります。（5月1日受付開始） 【要件】 ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなど収入が減少し、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。 【免除期間】 令和2年2月分から6月分まで適用（7月以降は改めて申請が必要です）
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111（内線152）

制度の名称	休業手当
支援の種類	給付金
概要	会社の都合で休業することになった労働者は、正規、非正規を問わず、「休業手当」を受け取ることができます。 労働基準法では、会社の都合で労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払わなければならないとされており、厚生労働省は、平均賃金の全額を支払うことが望ましいとしています。 新型コロナウイルスの影響で休業させられた場合は、会社の都合での休業にあたるのか？ 厚生労働省は、在宅勤務の検討など休業を避けるための努力を尽くしていないケースでは会社の都合とされ、会社側に「休業手当」の支払い義務が生じることがあるとしています。 会社が発熱などの症状がある労働者を一律に休ませる措置をとっている場合なども、会社の判断で休業させたとして支払い義務が生じるということです。 また、緊急事態宣言が出ている地域で都道府県知事の要請を受けたために、労働者を休業させる場合でも支払い義務が生じるケースがあるとして、労働局や労働基準監督署に相談してほしいとしています。 ただし、厚生労働省は、「休業手当」の支払い義務が生じるかどうかに関係なく、労使がよく話し合って労働者の不利益を避けるように努力することが大切だとしています。
お問い合わせ	「休業手当」が受け取れるかについてはそれぞれの勤務先にご確認ください。

制度の名称	飲食店のテイクアウトで「期限付酒類小売業免許」
支援の種類	
概要	収入が減った人の中には、飲食店を営む方もいる方だと思います。店内で飲食する人が減る中、テイクアウトのサービスを始めたものの、酒を販売する免許のない店を支援するため、国税庁は期限付きの酒の小売業免許を新たに設けました。 【6か月限定で酒販売の免許】 新たに設けられた「期限付酒類小売業免許」の対象となる店は、新型コロナウイルスの影響を受け酒の販売で資金を確保する必要がある飲食店で、営業時間などについて自治体の要請に従うことが条件です。 この免許があれば在庫で抱える酒や従来の取引先から仕入れる酒をテイクアウトで販売したり近隣に宅配したりできます。 免許の期間は6か月で、申請の期限は6月30日までとなっています。 【できるだけ速やかに審査】 審査に必要な書類は、申請書、店の見取り図と地図、住民票や法人登記のコピーなどで、国税庁はその他の書類は免許の発行後に受け付けるなど、速やかな免許の発行に努めたいとしています。
お問い合わせ	申請の受け付けは飲食店が所在する地域を管轄する税務署です。 ・信濃中野税務署 0269-22-3151

●子どもが休校で働けないとき

制度の名称	学校等休業助成金・支援金
支援の種類	
概要	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で、仕事を休まざるを得なくなった保護者ために、休みの間の給与を助成金や支援金で支える制度があります。 【雇用されている人は】 小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校で子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、日額 8330 円を上限に勤務先の会社を助成する厚生労働省の制度があります。 制度を利用するには保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を出すことになっています。 【個人事業主の人は】 また、フリーランスで働く保護者には、一定の条件を満たした場合、日額 4100 円の支援金を受けられる制度があります。 この制度の申請は保護者自身が行うことになっていて、申請書は厚生労働省のホームページから印刷できます。 どちらの制度でも、申請書の提出先は「学校等休業助成金・支援金受付センター」で、配達記録の残る郵送方法で休業日数などを記した必要書類とともに提出します。 申請期間はいずれもことし6月末までとなっています。
お問い合わせ	制度について詳しく確認したい方は土日・祝日を含めて毎日午前9時から午後9時まで、「学校等休業助成金・支援金相談コールセンター」で受け付けています。 学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999

●親の収入が激減し学費や仕送りが不安

制度の名称	修学支援新制度
支援の種類	
概要	新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した大学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。 【申請に必要なものは】 家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定して、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体を実施する公的支援の受給証明書などが必要です。 【申請はいつでも可能】 申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類をそろえて提出します。 奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。 このほか、貸与型の奨学金もあります。
お問い合わせ	問い合わせは各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

制度の名称	小中学校児童生徒就学援助制度
支援の種類	給付
概要	新型コロナウイルス感染症対策の営業の自粛等により、家計が急変したご家庭の小中学生のお子さんの就学費用を支援する制度があります。 既存の「要保護児童生徒就学援助制度」の中で、今回の感染症対策により支援が必要となった保護者の方への対応を予定しています。 まずは、市役所子ども育成課へご相談ください。
お問い合わせ	飯山市役所 教育委員会事務局 子ども育成課 学校教育係 TEL0269-62-3111

●住宅支援

制度の名称	市営住宅への一時入居
支援の種類	
概要	飯山市に居住している方で、新型コロナウイルスの感染拡大のため、民間賃貸住宅、社員寮及び社宅等から解雇等により退去を余儀なくされた方に、一時的に市営住宅を貸し出すことができます。 【対象者】 現在、飯山市内に居住している方で、次のいずれかに該当する方 ① 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、寮・社宅からの退去通知等 ② 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等 ③ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方 確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書等 【入居期間】 入居許可日から1年間とする 【入居家賃】 条例で定める家賃最低額 【連帯保証人】 必要としない
お問い合わせ	詳しくは下記までお問い合わせください。 飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 62-3111(内線251・252)

制度の名称	市営住宅の家賃減免
支援の種類	
概要	市営住宅にお住まいで、新型コロナウイルスの感染拡大のため、解雇等により家賃負担が厳しくなり、住宅確保給付金の対象にならない方は、家賃の減免ができる場合があります。 【対象者】 現在、市営住宅に居住している方で、解雇等により離職したことで現在の家賃を支払い住み続けることが困難になった方 確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書等(離職理由等) 【減免額】 家賃の40%を減額する。ただし、家賃が1万円未満のものは行わない。 【減免期間】 許可日の属する月から3ヶ月とする。なお、その間に新たに就職した場合は、以後減免を行わないものとする。その間に就職先が決まらない場合は、以後同様に3ヶ月許可の延長をすることができるが、最長1年間とする。
お問い合わせ	詳しくは下記までお問い合わせください。 飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 0269-62-3111(内線251・252)

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付
概要	休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃（上限あり）を大家へ直接支払う「住居確保給付金」という制度があります。 【休業による収入減少も対象に】 これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も対象になり、4月20日から受け付けが始まりました。 世帯の生計を主に支えていた人が、失業、又は収入が減ったことにより対象となり、給付は、原則3か月間です。なお、状況が変わらない場合は相談支援を受けながら、延長・再延長することがあります。 世帯収入と預貯金に一定の基準が設けられていますので、お問い合わせください。 申請には、次の書類や資料が必要です。 運転免許証などの本人確認ができる書類 失業中または収入が減ったことが分かる書類の写し 世帯収入や預貯金が確認できる資料など
お問い合わせ	飯山市生活就労支援センター まいさぼ飯山（飯山市福祉センター内） 電話 0269-67-0269

●事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

●相談窓口

制度の名称	新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口（事業者向け）
支援の種類	相談窓口
概要	新型コロナウイルスの流行が原因で、経営に影響を受けるか、その恐れのある中小企業・小規模事業者を対象とした「経営相談窓口」を飯山商工会議所と共同設置。 1 開設場所 飯山商工会議所内 2 開設期間 令和2年3月5日（木）から（当分の間） 3 相談時間等 月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-62-3111

●資金繰り支援（飯山市）

制度の名称	飯山市制度資金融資（新型コロナウイルス感染症対策・運転資金）
支援の種類	融資（貸付）・利子補給・信用保証料補助
概要	【融資（貸付）対象者】 中小企業者（小規模事業者含む）で次のいずれかに該当する方 ①セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方 ②危機管理保証に該当する方 ※セーフティーネット保証4号 売上高が前年同月比▲20%以上減少、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高が前年同期比で20%以上減少が見込まれる場合（全都道府県対象） ※セーフティーネット保証5号 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合（指定業種（738業種）対象） ※危機関連保証 売上高が前年同月比▲15%以上減少、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高が前年同期比で15%以上減少が見込まれる場合 【あっせん期間】 令和2年4月22日～令和3年3月31日】 【融資（貸付）限度額】 2,000万円以内 【貸付期間】 7年間（うち据置1年以内） 【貸付利率及び利子補給】 ①貸付利率：年1.0% ②利子補給率：年1.0% ③利子補給期間：2年間 【信用保証料の補助】 補助率：100%
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-62-3111

●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）
支援の種類	融資（貸付）・信用保証料補助
概要	【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が前年同月比 15%以上減少した中小企業者等 【融資（貸付）限度額】 設備資金：6,000 万円 運転資金：8,000 万円 【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 2 年） 運転資金：7 年以内（うち据置 2 年） 【貸付利率】 年 0.8% 【信用保証料】 セーフティーネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市の補助により自己負担なし
お問い合わせ	長野県北信地域振興局商工観光課 0269-23-0219 飯山商工会議所 0269-62-2162

●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	長野県中小企業融資制度資金
支援の種類	融資（貸付）・利子補給
概要	【融資（貸付）限度額】 3,000 万円（設備資金・運転資金の合計額） 【貸付金利】 年 1.3% または 年 1.6%（据置期間 5 年以内） 【利子補給】 要件を満たした場合は、当初 3 年間利子補給を実施
お問い合わせ	長野県北信地域振興局商工観光課 0269-23-0219

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付
支援の種類	融資（貸付）
概要	【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方等。 【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円 運転資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円 【担保】 無担保 【貸付期間】 設備資金：20 年以内（うち据置 5 年以内） 運転資金：15 年以内（うち据置 5 年以内） 【貸付利率】※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 中小事業：1.11% → 0.21% 国民事業：1.36% → 0.46% 【利下げ限度額】 中小事業：1 億円 国民事業：3,000 万円 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）
お問い合わせ	日本公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

制度の名称	新型コロナウイルス対策マル経融資
支援の種類	融資（貸付）
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少し、商工会議所の経営指導員による経営指導を 6 か月以上受けた小規模事業者。 【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備・運転資金：1,000 万円 【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 4 年以内） 運転資金：7 年以内（うち据置 3 年以内） 【貸付利率】 ※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 1.21% → 0.31% 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162

●資金繰り支援（商工中金）

制度の名称	危機対応融資
支援の種類	融資（貸付）
概要	【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方等。 【融資（貸付）限度額】 運転・設備資金：3 億円 【担保】 無担保 【貸付期間】 設備資金：20 年以内（うち据置 5 年以内） 運転資金：15 年以内（うち据置 5 年以内） 【貸付利率】 ※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 1.11% → 0.21% 【利下げ限度額】 1 億円 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）
お問い合わせ	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

●給付金（飯山市）

制度の名称	飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業
支援の種類	給付金
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化する市内の宿泊事業者及び飲食事業者の事業継続を支援するため、給付金を交付します。 【給付対象者】 市内に施設及び法人を設置（個人の場合は市内に住民登録）し、宿泊業又は飲食業を営む中小企業者または小規模企業者で次のいずれにも該当する方。 ①売上が令和2年1月から令和2年12月までの間に前年同月比で50%以上減少した月があること。 ②暴力団員でないこと。 ③市税等を滞納していないこと。 【給付金の額】 ①宿泊事業者：30万円 ②飲食事業者：20万円
お問い合わせ	飯山市役所経済部商工観光課 0269-62-3111

●給付金（長野県・飯山市）

制度の名称	県市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金
支援の種類	協力金・支援金
概要	法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等の協力を行った事業者（又は支援金）を給付します。 【給付対象者】 次のいずれかに該当し、法令に基づく県からの要請に協力して4月24日（金）から5月6日（水）の間、施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等の協力を行った事業者 ①遊興施設等を有し当該施設の使用停止（休業）を行った事業者（協力金） ②食事提供施設を有し、当該施設の営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限を行った事業者（終日、施設使用停止を行った事業者を含む。）（協力金） ③観光・宿泊施設等を有し、県からの休業検討の要請に協力して、当該施設の休業を行った事業者（支援金） ※対象事業者（業種等）については、長野県ホームページで確認してください。 【協力金・支援金の額】 30万円 【受付期間】 令和2年5月7日（木）から令和2年5月22日まで（郵送のみ）
お問い合わせ	長野県庁（新型コロナウイルス拡大防止協力金等 受付担当）026-235-7382（9:00～17:00）

●給付金（国）※再掲

制度の名称	持続化給付金
支援の種類	給付金
概要	【支給要件】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から2020年12月のうち、売り上げが前年（2019年）同月比で50%以上減少している月があること 【支給対象者】 ○資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 【給付額】 法人：200万円 個人事業者：100万円 ※いずれも上限
お問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター 電話番号 0120-115-570

●雇用維持

制度の名称	雇用調整助成金	
支援の種類	助成金	
概要	●業績が悪化した企業が従業員を休ませた際に支給される助成金があります。 企業は、従業員に休業手当（賃金の60%以上）を払う義務がありますが、この分を助成金で補うことで解雇しないように促すものです。 雇用調整助成金の拡充	
		通常
		4月1日～6月30日 （緊急対応期間）
	助成先	直近3か月の売上げが10%以上低下した企業
	対象従業員	雇用保険に6か月以上加入している人のみ
	助成率	中小企業 2/3
		大企業 1/2
お問い合わせ	営業時間短縮	全従業員が一斉に短縮した場合のみ適用
		部門や店舗ごとの短縮にも適用
長野労働局 026-223-0551 又はハローワーク飯山（飯山公共職業安定所） 0269-62-8609 またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））		

●農業者向け支援策

●無利子・無保証等

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	農林漁業セーフティネット資金（運転資金が必要な方） 農業近代化資金（新しい施設や機械等を購入して経営を改善したい方） スーパーL資金（同上） 経営体育成強化資金（同上） 農林漁業施設資金（同上） 農業経営負担軽減支援資金（負債の償還が困難な方）
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じないよう各機関で必要な支援を行います。
お問い合わせ	お付き合いのある融資機関（JA、信連、銀行、信金、信組） 事業資金相談ダイヤル（株）日本政策金融公庫 0120-154-505（平日9時から17時）

●緊急小口資金

制度の名称	個人向け緊急小口資金
支援の種類	貸付
概要	感染症の影響による休業等を理由に一時的に資金が必要な方、また、失業されて生活に困窮された方 一時的な資金が必要な方（主に休業された方） 個人事業主等 20万円以内、その他 10万円以内 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方） 2人以上： 月20万円以内、単身者： 月15万円以内
お問い合わせ	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 受付時間 9時から21時（土日・祝日含む。） 電話番号 0120-46-1999 飯山市社会福祉協議会 電話 0269-62-2840

●休業、失業期間中の労働先のあっせん

制度の名称	てんだい倶楽部
支援の種類	手伝いを必要とする農家の紹介、あっせん
概要	てんだい倶楽部に登録いただくと、手伝いが必要とする農家（認定農業者）を紹介します。 期間・条件等は、直接話し合いをして下さい。
お問い合わせ	飯山市農林課 62-3111（264） 受付時間 8:30 から 17:15 （平日のみ）

●農業者 相談窓口（長野県・飯山市）

制度の名称	相談窓口
支援の種類	相談及びあっせん
概要	新型コロナウイルス感染症の拡大により、農産物の消費の低迷など農業経営への影響が懸念されることから、農業者からの農業経営などに関する電話相談 その他、長野県 HP に情報掲載あります。 新型コロナウイルス感染症に伴う農業者の支援策 https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/covid-19taiousaku.html 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する支援策の概要～農畜水産業者、食品関連事業者の皆様へ～（PDF：918KB） https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/documents/shiensaku0507-1.pdf 飯山市では、農産物の消費低迷対策として、庁内でのあっせん、他機関へのあっせん依頼等を行います。
お問い合わせ	北信農業農村支援センター 0269-23-0221 受付時間 8:30 から 17:15（平日のみ） 県庁農政部農業技術課 026-235-7223 受付時間 8:30 から 17:15（土日祝祭日のみ） 飯山市農林課 0269-62-3111（264） 受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

●拡大防止支援金

制度の名称	県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金
支援の種類	支援金
概要	観光目的に利用する以下の施設が、県からの観光往来の自粛要請に協力して休業を行った場合 観光農園、農家民宿、釣り堀 1 事業者当たり 30 万円（市町村との協調事業）
お問い合わせ	新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等の要請・協力金等に関すること 電話 026-235-7945 受付時間 7時から22時（休日も開設） 協力金の申請に関すること 「新型コロナウイルス拡大防止協力金等」 電話 026-235-7382 受付時間 9時から17時（休日も開設）

●給付金（国）※再掲

制度の名称	持続化給付金（再掲）
支援の種類	給付金
概要	【対象者】 個人農家 農業生産法人 【給付要件】 2019 年以前から事業収入があり、今後も事業継続する意思がある。 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月（以下、対象月という。）があること。 【給付額】 （対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入）－（対象月の月間事業収入×12 か月） ただし、個人農家の場合、上限 100 万円。農業生産法人の場合、上限 200 万円。
お問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口 電話番号 0570-783183（平日・休日 午前 9 時～午後 7 時） 関東経済産業局 相談窓口 電話 046-600-0248（平日・休日 午前 9 時～午後 5 時）

※市民の方向け相談窓口

相談窓口名	組織・団体名	電話番号等	対応時間	主な相談内容等
国の相談窓口				
特別労働相談窓口	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	新型コロナウイルス感染症に係 る小学校等の臨時休校等に伴う 保護者の休暇取得支援（新たな 助成金制度）についての問い合 わせ、また、時間外労働等改善 助成金（テレワークコース、職 場意識改善コース）の新たな特 例についての相談を受け付けま す。 ※制度の概要が国より公表され ていますが、詳細については今 後公表予定です。
	長野労働基準監督 署	026-223-6310	平日8時 30分 ～午後5 時15分	コロナウイルス感染症の影響に よる解雇、休業、休暇制度に関 する労働相談を受け付けます。
	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	
聴覚に障害のある 方・電話による相 談が難しい方向け 相談窓口	厚生労働省	03-3595-2756 (FAX) corona- 2020@mhlw.go.jp (メール)	午前9時 ～午後9 時	聴覚に障害のある方をはじめ、 電話でのご相談が難しい方は左 記FAX・メールアドレスをご利用 いただくか、全日本ろうあ連 盟ホームページをご覧ください。
長野県の相談窓口				
一般の相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-235-7277 026-235-7278	24時間	新型コロナウイルス感染症に関 する一般相談を受け付けます。
発熱などの症状が ある方の窓口	長野県北信保健福 祉事務所	0269-62-6104	24時間	新型コロナウイルス感染症に関 する「有症状者相談窓口」を設 置し、相談を受け付けます。
外国人向け相談窓 口	NAGANO多言語 (たげんご) コー ルセンター	0120-691-792	24時間	新型コロナウイルスに関して主 に外国人を対象（17言語対応） に相談を受け付けます。

				<相談（そうだん）のしかた> (1) 0120-691-792に電話（でんわ）する。 通訳（つうやく）の会社（かいしゃ）にかかります。24時間（じかん）17言語（げんご）で相談（そうだん）できます。 (2) 相談専用（そうだんせんよう）の電話番号（でんわばんごう）026-235-7277 につないでもらうよう話（はな）す。 (3) 通訳（つうやく）してもらいながら、保健師（ほけんし）などの専門（せんもん）の職員（しょくいん）に相談（そうだん）できます。
聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-403-0320 (FAX)	24時間	聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記FAX番号をご利用ください。
こころの相談窓口	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談を、精神保健福祉センターでお受けしています。 対応に従事する医療関係者など、支援者も含めどなたでも相談できます。
社会福祉施設等・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	長野県北信保健福祉事務所福祉課	0269-62-3604	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルス感染症に係る事業所の運営に関するご相談等をお受けします。社会福祉施設等を利用されている方やご家族の方も相談できます。
人権相談	長野県人権啓発センター (人権相談専用)	026-274-3232	午前8時30分～午後5時00分	人権に関する相談全般を受け付けます。

			(休館月曜日)	
	みんなの人権110番 (全国共通)	0570-003-110	平日8時30分 ～午後5時15分	人権に関する相談全般を受け付けます。
	子どもの人権110番 (全国共通)	0120-007-110	平日8時30分 ～午後5時15分	子どもの人権に関する相談全般を受け付けます。
	外国語人権相談ダイヤル (全国共通)	0570-090-911	平日9時～午後5時	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談全般を受け付けます。

飯山市の相談窓口

飯山市立公立学校に関する相談窓口	飯山市教育委員会 子ども育成課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	飯山市立小中学校の休校に伴う、児童生徒の心配事等の相談を受け付けます。
区長会及び公民館に関する相談窓口	飯山市役所庶務課 飯山市公民館 地区活性化センター	0269-62-3111 0269-62-3342	平日8時30分 ～午後5時15分	新型コロナウイルス感染拡大予防に向け、自治・公民館活動（会議・行事の実施など）の実施方法などについての相談を受け付けます。
飯山市消費生活センター	飯山市役所 市民環境課 (飯山市消費生活センター)	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時	新型コロナウイルス感染に便乗した、悪質商法に関する相談を受け付けます。
納税に関する相談	飯山市役所 税務課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、市税・国民健康保険税の納税が出来ない場合の納税相談を受け付けます。
介護保険料に関する相談	飯山市役所 保健福祉課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、介護保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
後期高齢者医療保険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。

国民年金保険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-62-3111	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、国民年金保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
上下水道料金に関する相談	飯山市役所 上下水道課	0269-62-3111	平日8時 30分 ～午後5 時15分	営業収入等が減少し、水道料金、下水道使用料の納付が困難な場合の納付相談を受け付けます。